

平成28年第1回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年2月17日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課 企画員	三栖啓功		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 町有財産の処分について

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成28年第1回臨時会を開会するに当たり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回上富田町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法121条の規定により、出席要求した本臨時会の説明員についてもお手元に配付しています。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番、吉田盛彦君、1番、松井孝恵君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。本日ここに平成28年第1回上富田町議会臨時会を招集しまし

たところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところをご参集賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、国において平成27年度補正予算として、地方創生に取り組む自治体を支援するために、地方創生加速化交付金として約1,000億円を交付する予定であります。この交付金は、地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会の実現に向けた緊急性に資する効果の発現が高い分野を主な対象とされており、上富田町においても交付金をいただけるよう計画を策定中であります。今のところ採択されるかどうか確定できない状況でございますが、今後補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この採択については難しいという判断をしております。国のほうはソフトの事業を主にしろということです。ハードなもの、スポーツ観光で来られる人のニーズとしてだったら、トレーニング施設が上富田町にないのでそういうものをしてほしいということ。ところが国のいうのは、スポーツ観光をするのだったらハードのほうではなくてソフトのほうを先にしろということ。上富田町は既にソフトの分については、コンピューターシステムをしたとかいろいろなことをしてあるということで、難しいという判断をしておりますけれど、できたらその中でも採択をしてほしいというようなことの組み合わせをしておりますけれども、補正予算だけはできたら計上させていただけるような格好でお願いしたい。採択されるかされないかわからないけれど、やはり採択されるということ踏まえて、補正予算を組んでいなかったら、難しいということの事情があるということのご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

また、国の28年度当初予算が昨年12月24日に閣議決定され、新型交付金地方創生推進交付金については、平成27年度補正予算の執行とあわせて、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけた先駆性のある取り組みを円滑に執行できるよう交付金の取り扱い案が示されており、これに基づき計画の策定を進めてまいります。

これもまた難しいのです。町としては農家の方々が、ほかの産業と組み合わせるといような格好のものをしたいという要望を話すのですけれど、それはちょっと個人的な施設なので難しいと言われるのです。今の段階におきましたら、国の交付金制度を即上富田町へ持ってきたときに、難しいというご理解をいただきたい。先日も言ったのは、平成元年ごろに竹下総理大臣が1億円を配ったんですけれども、ああいう形で配ってくれるほうがひょっとしたら上富田町は効果があるけれど、国のほうの自主性に任せようと言いながらも制約を受けるということで、非常に難しいということのご理解をいただきたいと思っております。

次に、28年度の当初予算の考え方ではありますが、第4次上富田町総合計画及び上富田町のまち・ひと・しごとの総合戦略に基づき、現在鋭意編成作業を行っております。効率的で持続可能な行政運営を確保するために、歳入は1年間見通したものの、決算に近い額とすることで予算編成方針として臨んでおりますが、歳出面では、事務事業の見直し等さらなる行財政改革を進める中で、義務的経費である扶助費や特別会計の繰出金、一部事務組合負担金の増加が財政を大きく圧迫している状況でございます。職員には、一人一人が財政の危機的状況を再認識し、さらなる経費の節減に取り組むよう指示しており、議員、町民の皆様にもご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、本臨時会に上程しご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴う改正で、税務当局へ提出される申請、申告等の手続、納税義務者等の負担を軽減するため、一定の場合においては個人番号の記載を不要とするものであります。

議案第2号は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案と、議案第3号上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会の勧告による給与改定に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号につきましては、町有財産の処分についてでございます。

この議案は、近畿自動車道紀勢線の残土搬入受け入れ地として整備しておりました大内谷の土地につきまして売却するものでございます。今回上富田町朝来大内谷1684番地外74筆、3万9,499.54平方メートルを3億1,290万4,000円で株式会社清本組に売却するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本臨時会に上程します議案についての概要でございます。詳細につきましては担当課長、企画員より説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

△日程第3 議案第1号～日程第6 議案第4号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第3 議案第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改

正する条例から日程第 6 議案第 4 号、町有財産の処分についての 4 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

おはようございます。よろしくお願いいたします。私からは、第 1 号議案についてご説明申し上げます。

第 1 号議案、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 22 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 17 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、平成 27 年 12 月 25 日に地方税法の施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正でございます。主な改正点は、平成 28 年 1 月以降に納税者等から申告、申請等を受ける手続におきまして、原則として個人番号または法人番号の記載を求めることになってございますが、個人番号を求めることによりまして生じる本人確認手続等において納税義務者等の負担を軽減するため、個人番号記載の対象書類を一定の場合に個人番号の記載を不要とするという改正でございます。

対象書類、たくさんあるんでございますが、一例を申し上げますと、申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出をしていただく書類、例えば所得税の青色申告承認書類、納税の猶予申告、猶予申請書等でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。私からは、議案第 2 号と議案第 3 号についてご説明申し上げます。

議案第 2 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月17日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

今回の改正につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文をお願いします。

改正条文は、第1条と第2条で構成しています。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中、100分の75を、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85に改める。

この改正は、勤勉手当を年間0.1カ月分引き上げることが定めています。

次に、第8条第1項中別表を次のように改める。

こちらは給料表の改正でございます。改正の内容は、公務員給与と民間給与との格差を埋めるため公給表の水準を引き上げるものでございます。今回の改正により上富田町の場合、平均0.23%の引き上げとなります。

5ページをお願いします。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を100分の80に改める。

こちらにも勤勉手当に関する改正で、6月分と12月分の支給率の変更でございます。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の規定は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

附則第2項で、第1条の規定は平成27年4月1日から適用する。

附則第3項で、給与の内払いの規定を定めています。

なお、参考資料としまして、6ページから第1条関係、10ページに第2条関係の新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月17日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、別表を次のように改める。

この条例につきましても議案第2号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様に、給与について所要の措置を講じた一部改正でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し平成27年4月1日から適用するとしてございます。

6ページ目から新旧対照表を添付してありますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、町有財産の処分について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、売却物件。

西牟婁郡上富田町朝来字大内谷1684番外74筆、3万9,499.54平米。

2、売却価格。

一金3億1,290万4,000円。

3、目的。

企業用造成地として。

4、契約の相手方。

西牟婁郡上富田町朝来2053番地、株式会社清本組、代表取締役清本泰弘。

平成28年2月17日提出、上富田町長小出隆道。

本土地につきましては、近畿自動車道紀勢道の残土受け入れ地として整備してございました大内谷地区の所有地でございます。本造成地内は、町と清本組が地権者でありまして、双方の持ち分で配分することになりますが、清本組からは売買の申し出がございません。この造成地につきましては、最高盛り土高で35メートルありまして、町としまし

でもすぐに処分できる土地ではないことから、処分に向けて金額交渉を行ってまいりました。

まず、この事業における用地購入費、それから物件補償費、登記事務等に係る費用に事業事務費と起債利息を加えまして売却額を決定してございます。

次のページに、参考資料といたしまして土地売買の契約書、処分地の内訳書を添付してございます。

上富田町大内谷1684番外74筆、3万9,499.54平米、金額にしまして3億1,290万4,000円の内訳でございます。

契約書の最後の条項に、議会の議決を得たときに本契約が成立するものとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより審議に入ります。

△日程第3 議案第1号

○議長（奥田 誠）

日程第3 議案第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第2号

○議長（奥田 誠）

日程第4 議案第2号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

議案第2号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

これを見ていましたら、職員の給料なんですけれども、今回これに対する補正の予算はないということで、給料改定だったら補正予算がつくのかなと思ったんですけれども、今までの中で十分流用してできるとこういうお話でございました。

そういうことですので、ちょっとさかのぼって自分も勉強のために家に帰って勉強しようと思って、12月度のもちろん通ってあるんですけれども、この補正予算第3号というのを家に帰って見てみたのです。この中に一番最後のページに職員手当ってあるんですけれども、その項の内訳のところ、制度改正に伴う増減分はゼロで、その他の増減分として異動による増を681万6,000円計上されておるわけなんです。

その中で異動ということですから、中もまた見てみようと思ってめくってみたら、議会費のところにもう前のやつで申しわけないが、議会費の中に職員手当として5万7,000円計上されてあるわけなんです。議会といたら職員はたしか局長と十河さんで、当然年度内の中にこのときは12月ですけど、それ以前は異動もなかったように記憶もしていますし、いろんな家庭内の事情でいろいろかわったということもないと思うんです。

そうしますと、今回補正予算がないんで、人事院の勧告の前に見越してそうされたのかなと。ただそう思いましても、制度改正に伴う増減じゃなくて職員の異動とこうなっているわけです。このあたりのこれはそういうふうな手法によるものなのか、ただ議会に対してはそういう説明もなかったように記憶してあるので、この辺、どういう形でこうなったのかをご答弁ください。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まことに申しわけないんですけど、ことしは非常に国会の運営が変速的になってあるのです。本来でありましたら大きな県とか大きな市だったら、人事委員会というのを持ってあって国会に関係なしに運用できるんです。ところが上富田町のような小さなまちは国の人事院勧告を準じてする、法律上しないといけないということです。

今回のは松井議員言われるようなことが確かにあるんです。ところが例年でありましたら、12月初めに国会を通過して12月議会で町に対して補正予算がつく。相談があったんです、総務課へ。どうしようか。制度の改正に伴う部分もあるけれど、そのことは法律が通っていないのでできない。異動という形で処理することが事務の複雑さを少なくするというような格好になるんです。

言われるようにするんだったら、今議会で人事だけの補正予算を計上しないといけない。二重の手間が要る。それも少額なので、できたらそういうことがあったとしても12月に補正することが、事務が複雑にならないということではあるというのが実情でございまして、全て私の指示でやったということでご理解いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

事情はよくわかりました。

ただ今回は国の人事委員会がなかったという特殊なケースではあるかと思うんですけど、やはり我々も議会のほうの両輪の一つである議員として、やはり説明をしていただきたいと思います。今回お尋ねいたしました。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第3号

○議長(奥田 誠)

日程第5 議案第3号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大石君。

○7番(大石哲雄)

参考にお聞きするんですけど、先ほどの答弁の中で少額の変更なんですよということなんですけれど、ついでに議案第2号の全体の変化額と、それからこの第3号の全体の変化額、金額だけすみませんけれど。

○議長(奥田 誠)

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長(福田睦巳)

7番、大石議員にお答えします。

給料につきましては、議案第2号と議案第3号とあわせて合計額で説明させていただきます。

給料としましては、全体で年間で108万6,955円の増額となります。

それと、もう一つ勤勉手当のほうも言います。年間で407万2,151円となります。

以上でございます。

○議長(奥田 誠)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第4号

○議長(奥田 誠)

日程第6 議案第4号、町有財産の処分についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、畑山君。

○8番(畑山 豊)

町有財産の処分についての件で、少し参考のためにお聞きしたいのでございます。

このまず用地買収、そして工事費が金額で、また町の利益とかそういう計算はしてあると思うんですがその内容と、簡単な説明でいいですからその内容と、それから坪当たりでしたらどのぐらいの金額になるかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長(奥田 誠)

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長(植本敏雄)

8番、畑山議員にお答えいたします。

まず、工事費等の問題でございます。

今回の工事単価につきましては、工事を除いた用地、あるいは補償費という形を基準にして設定してございます。町がもともと用地買収した全体の金額といいますのは2億1,889万2,000円、それから物件補償費としまして4,466万4,000円、登記事務手数料としまして190万4,000円というような格好になってございます。

これのほかに事務費、それと起債の利息を足したもので単価決定をしておるということでございますので、あくまで基準は町が投資した部分ということで、工事につきましては残土のほうから受け入れて工事を進めてきたということになりますので、ご了解のほどお願いしたいと思っております。

それから、坪当たりになるんですけれども、これにつきましてももともと清本さんが持っていた分、町が持っていた分ということにもなるんですけれども、この分配の方法というのも確かに難しい問題がございます。例えば山林の単価、例えば我々が購入した中には田んぼの単価ということで雲泥の差がございますので、全体の金額で割るのか云々かという話になりますので、なかなか難しい問題がございます。

その上で現状で買ってくださいということで、全体は3万9,000平米ほどのものを今の単価3億円で買ってくださいということになっておりますので、その辺だけご理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

結論から言ったら、この事業によって町がもうかった、もうからなかったというのはないんです。利益は絶対出ていないと思っております。

何が町としてメリットがあったかといったら、新川の南線から南紀の台へ行った道路、あれは極端にいったら本来だったら町の負担するべきところを、負担なしにできたというこういうご理解をいただきたい。

町が出したお金、工事費も含んでその残土処分でいただいたお金、その差額についてはもうまるっきりなかった。ただ残ったのは道路だけだということでお願いしたい。

単純にこの3億1,290万4,000円と3万9,000円というのを割ったら、大体2万7,000円ぐらいになる。坪当たり。先ほど言いました盛り土の高さとかそういうことを考えたら、ほかへ売却できない土地であるということをご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

追加的にちょっともう一つお願いしたいんですけれど、あの道路については3月31日で終わります。今指示してあるのは、5月中までに町道認定できるような格好で事務

を進めろと言っています。できましたら5月中旬以降に臨時議会を開いていただいて、それで町道認定できたら改めて開通するというようなことになりますので、6月ごろ開通だということのご理解をいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

参考に聞くんですが、目的に企業用造成地となっているんですけど、として売却するというんですけど、企業用ということは企業団地用として販売するということなのかどうかということ。

それから、今言ったみたいにかかなりの埋め立ての高さありますよね。売ったとして例えば自然に沈下すると思うんですが、そういうような補償についての話し合いはどうなっているんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず1点、町も希望を言っているんです。できたら町の振興になるような形で利用していただきたい。できたら観光農園にしていだけないかということで今交渉してあるんです。清本さんに、できたら観光農園。清本さんは今までだったら、土壌の改良剤を使って野菜栽培をしてある経験があるので、できたら観光農園でまず始めてほしいということで話はしております。

そういうことで、この契約が終わった後、清本組と町とでそういう形のものについて協議するというのもできたらご理解いただきたい。

全てがそういうふうになるかといったら、そういうふうにならないと思うんですけど、まずそれから始めるということで協議するということのご理解だけいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

自然沈下の件は。

○町長（小出隆道）

大なり小なり自然沈下出てくると思うんです。そこへ杭を打とうと思ったら37メートルも高いところなので、できたら観光農園をすることによって下がったとしても修復

できるような格好のことについては、協議はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

もう一つちょっとお願いしたいのは、あの中にまだまだ利水路が物すごくあるんです。それは清本のほうで事務手続して、無償で町が払い下げする権限がありますので、無償で払い下げするというこのそういう事務的なことも今後詰めていきますので、この点についてもご理解いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

以前でも企業団地の地盤沈下について、杭を打ってもいろいろ問題が起こったこともあったと思うんです。そういうようなことがこれも今の段階で起こらないとは限らないので、そこら辺の確約というんですか、ちゃんとしていただかないと、後々問題になってこようかと思うんですけれども。

その観光農園の推進にするというのは大変いいことなんですけれども、特にそれが例えば企業用に提供しろとか、企業用の造成で使えというような条件はついてないんですね。ただ単なる話し合いというような格好になるんですか。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

町としては、先ほどお話しさせてもらったように、町の振興になるように使ってほしいということは言うておりますけれど、最終的にはそこまで詰めていないということのご理解だけはいただけるようお願いいたします。

いずれにしましても、7番議員のご意見を参考に清本組には伝えます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、町有財産の処分についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

町長より発言を求められておりますのでこれを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成28年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申します。
今臨時会へ上程しました4議案について、全てご承認いただきまことにありがとうございました。

議決をいただいたことで関係する事務を進めますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、開会時に説明を申し上げましたが、現在平成28年度当初予算の編成作業を行っています。編成作業が終わりましたら今月末から特別委員会、常任委員会を開会し、3月に入れば議会運営委員会を開会していただきまして、平成28年度第1回上富田町議会定例会を開会をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とします。

本日は大変どうもありがとうございました。

△閉 会

○議長（奥田 誠）

以上をもって本臨時会に付議された事件の議事は全て終了しました。

これにて平成28年第1回上富田町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて平成28年第1回上富田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 奥田 誠

議事録署名議員 吉田 盛彦

議事録署名議員 松井 孝恵